平成２７年（フ）第２８３号
千葉県八街市大関92番地50
債務者　志築　正章
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８６号
千葉県八街市八街ろ145番地249
債務者　二タ見信江
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９１号
千葉県成田市宗吾３丁目465番地18
債務者　吉田たい子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市老松町３丁目９番25―202号
サーパス老松町
債務者　古賀　正洋
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
高知県香南市野市町土居1272番地
債務者　澤　　英則
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６１号
高知市中秦泉寺96番地　秦泉寺ハイツ206
債務者　氏川えり子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９５号
群馬県高崎市中泉町621番地７　ホワイトハイツⅢ305号
債務者　住谷　三郎
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２０２号
さいたま市中央区本町東７丁目１番１―910号
債務者　小原　美晴
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４２号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番16―407号
駅前プラザ
債務者　松原　芳洋
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３２号
さいたま市南区辻７丁目７番21号　エピナール弐番館201
債務者　松永美奈子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目207番地　石崎コーポ104
債務者　上原　和子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚754番地
債務者　相馬　文男
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５５８号
埼玉県所沢市上新井２丁目59番地の17　レジデンス北田101
債務者　矢内　秀範
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５８０号
埼玉県川越市三光町37番地10（トキワマンション305号室）
債務者　小池　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保4027番地29
鶴瀬第15―201号
債務者　辛嶋　弘美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０６号
埼玉県日高市大字上鹿山153番地３
債務者　紫藤　勘司
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７７号
北海道岩見沢市日の出北４丁目15番１―204号　市営住宅３号棟204号室
債務者　佐藤　昇一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部